FUJITSU
shaping tomorrow with you

マイナンバー活用に向けた課題と対応

株式会社富士通総研
公共事業部　中村　均

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

1.マイナンバー制度の利活用の観点

FUJITSU

■ マイナンバー制度で新たな公共サービスを検討する際の観点を４つに分類

【マイナンバーを利用した他機関の個人情報の入手・活用】

- 別表第２に示された事務で、情報提供ネットワークを活用することで事務の効率化
- 独自条例によるマイナンバー利用事務でも、情報提供ネットワークを活用し、効率化

【マイポータルの活用】

- マイポータルでのプッシュ型行政サービスの提供
- より利便性の高いオンラインサービスを、多様なチャンネルで提供する「マイガバメント」

【公的個人認証基盤の活用】

- オンラインサービスでの本人確認
- 民間でも活用可能なため、官民連携サービスでの本人認証

【個人番号カードの活用】

- 本人であることを証明する媒体としての活用
- ICカードの空き領域を活用した、各種サービスの提供

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

2.自治体間の情報連携

FUJITSU

- 弊社が支援する顧客では、別表第2の事務が対象だが、独自条例事務での情報提供依頼にも期待
- 圏域自治体相互の情報活用を前提にした、独自条例の制定も検討可能

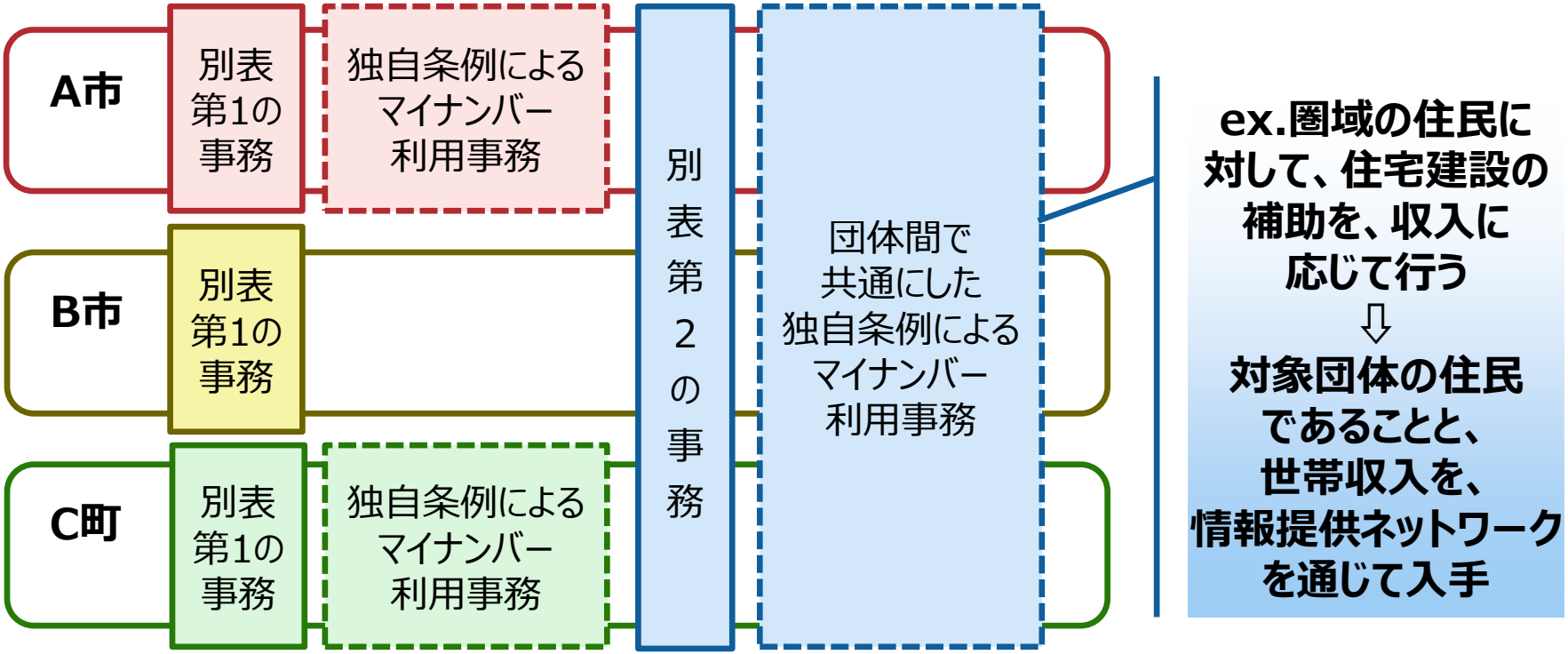

※独自条例によるマイナンバー利用事務の情報連携については、番号法第19条第14号を根拠として、特定個人情報保護委員会で検討中

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

3.マイポータルの活用

FUJITSU

■ マイナンバー等分科会では、行政サービスだけではなく、民間サービスも含めることで、より利便性の高いサービスを実現

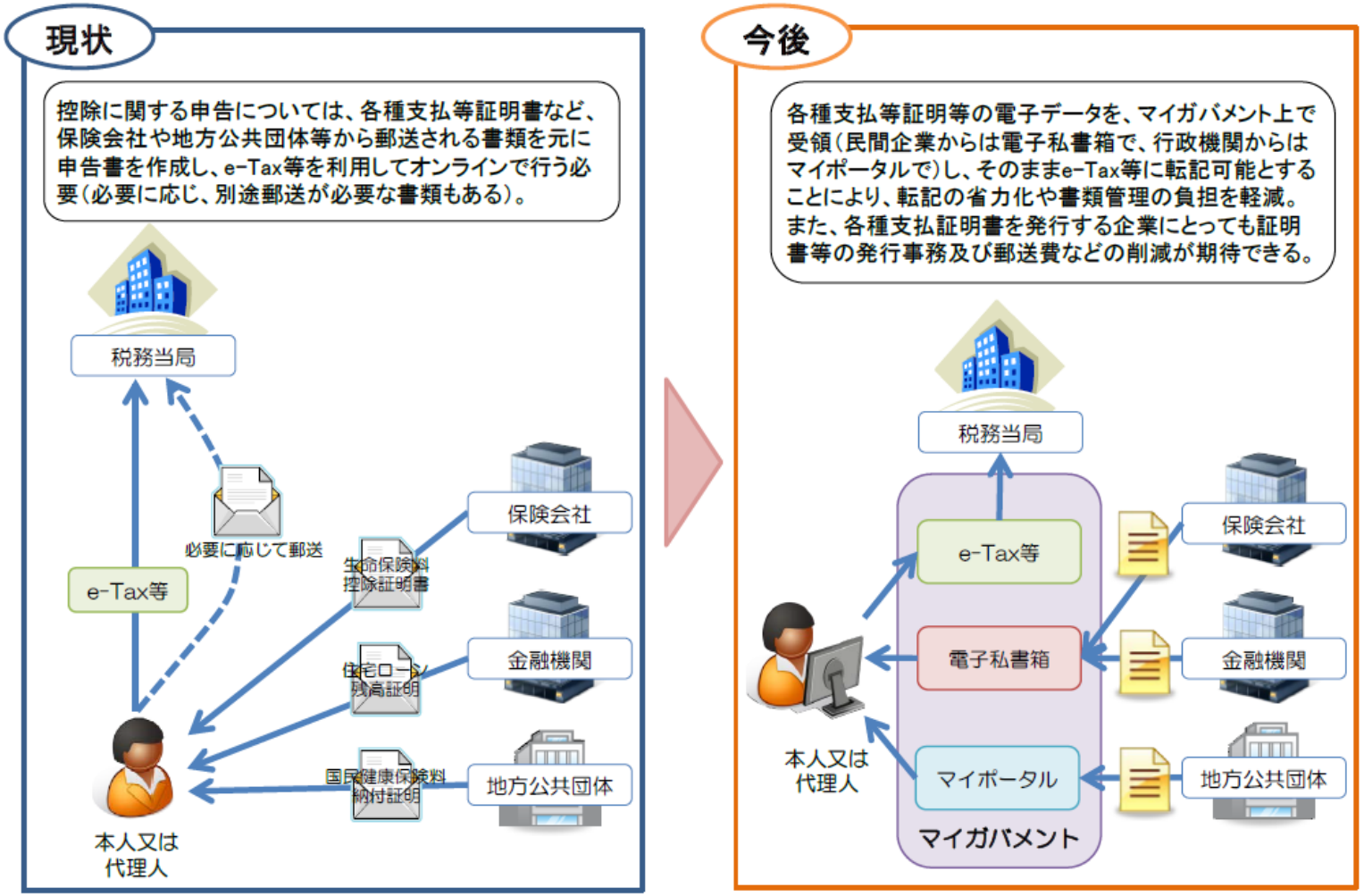

平成26年3月18日 内閣官房 IT総合戦略室 社会保障改革担当室「マイポータル/マイガバメントについて」より

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

4.公的個人認証の活用

FUJITSU

- 総務省では共通ID利活用WGで具体的な利用シーンを検討
  - ケーブルテレビを活用したヘルスケア情報の確認
  - 医療機関における健康保険オンライン資格確認及び決済
  - 金融分野におけるオンラインバンキングや契約者4情報の変更確認
  - 電子私書箱(*1)を活用した引っ越し等手続きのワンストップサービス

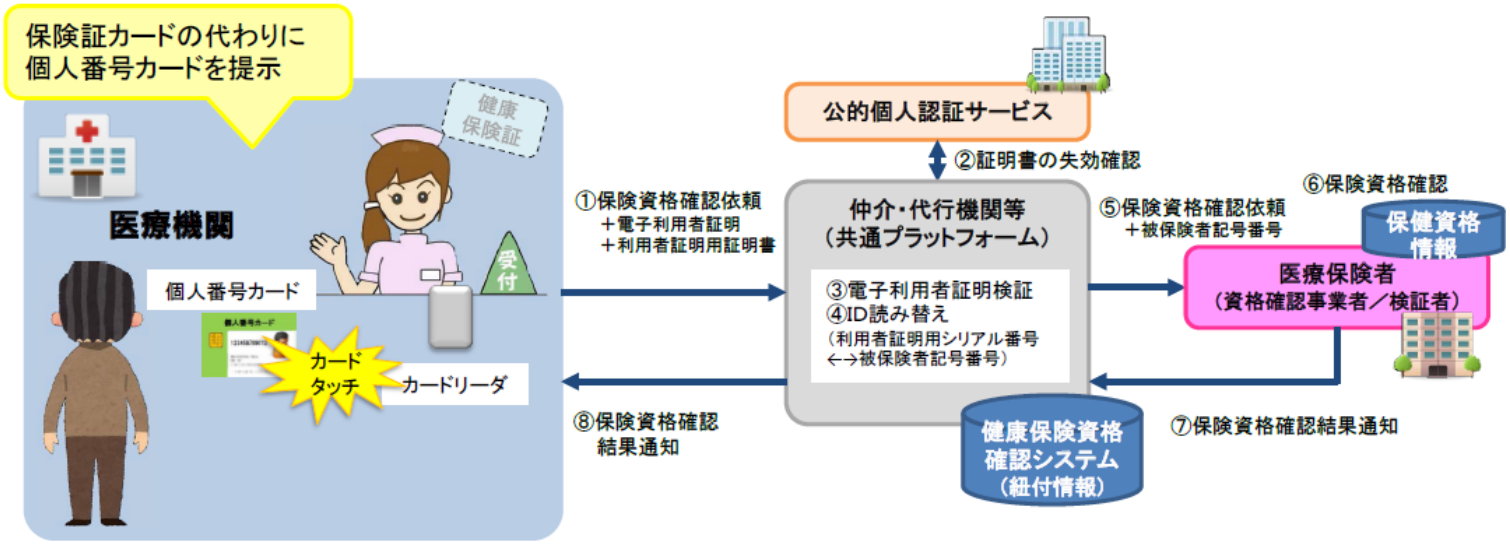

＜特徴＞
・保険請求業務において、医療機関と医療保険者間で資格確認誤り等による返戻業務が多数発生しており、双方にとって医療事務の大幅な効率化・改善効果が期待

＜要検討事項＞
・共通プラットフォームの開発、既存システムとの連携・標準化
・健康保険資格確認システムの構築、事業主体・費用負担の在り方の検討、関係機関との連携体制構築　等

総務省 第四回共通ID利活用WG資料より

*1:マイナンバー等分科会の中間とりまとめで、必要な官民の証明等を電子的データとして受領できるものとして構築を検討することとされた

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

5.個人番号カードの活用

FUJITSU

■ 公的個人認証の利用シーンの拡大やマイポータルの普及に向けても、個人番号カードの普及が鍵

【６月3日IT総合戦略本部での甘利大臣資料での個人番号カードの活用例】

- 国家公務員身分証明証としての利用
- 教職員免許等の公的資格証明やタスポカードとしての利用
- 医療保険の被保険者証としての利用
- クレジットカード、キャッシュカードとしての利用　　など

【６月3日IT総合戦略本部での安倍首相の発言】

健康保険証などのカード類を個人番号カードに一元化し、カード一枚で身近なサービスを受けられるワンカード化、電気・水道等の公共サービスの手続を一度にまとめて行えるワンストップ化を**2020年を目途に実現することとし、具体化に向けた作業を加速化して頂きたい**と思います。

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

6.マイナンバーの位置づけ

FUJITSU

■ 機微な個人情報の位置づけであり、安全管理措置が必要

1. 個人番号を利用できる事務は、法第9条で定められた事務に限定されており、それ以外の事務では利用できない
2. 特定個人情報を提供できる場合が法第19条で定められており、それ以外の提供は認められていない
3. 個人番号の提供依頼が規制されており、法第19条で定められた場合以外に、個人番号の提供を求めてはならない
4. 法第19条で定められた場合以外に、特定個人情報を収集・保管することは認められていない
5. 個人番号利用事務等の委託・再委託は認められているが、法第11条で監督責任が求められている
6. 個人番号利用事務等実施者の場合、法第16条で、本人から個人番号の提供を受ける時に、本人確認の措置が求められている
7. 法第12条で、個人番号に関わる**安全管理措置**が求められている
8. 法第24条で個人番号利用事務実施者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止、その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報の照会・提供を行う際には、同システムに接続する機器等の安全性・信頼性確保が求められる
9. 法第27条で、特定個人情報ファイルを保有しようとする際に、**特定個人情報保護評価**を行うことが求められている

特定個人情報保護評価は、安全な取扱いを宣言・公表するもの

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

7.個人情報保護法と番号法の関係

FUJITSU

■ 従来の個人情報保護法の体系に追加

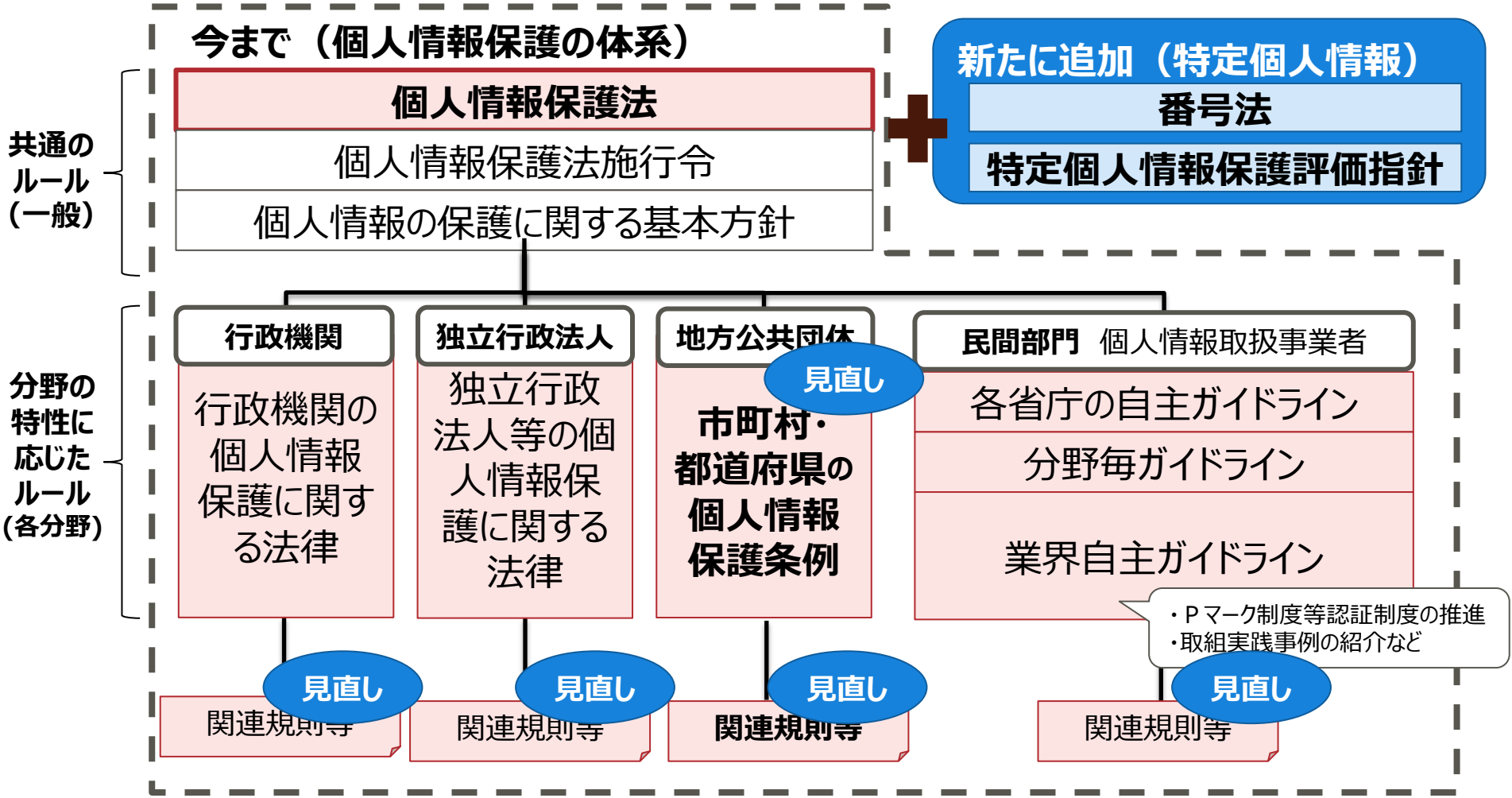

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

8.一般的な自治体での取組み

FUJITSU

- 個人情報保護に関しては、個人情報保護条例に基づく規則や手引きにより、各業務所管課主体で、取組み
- 情報システムを中心にしたセキュリティ管理は、情報セキュリティポリシーとそれに基づく規定類を策定され、取組み
- 特定個人情報に関わる安全管理措置・手続きは双方に関わるが、担当部門が別のケースが多数

個人情報保護条例

個人情報保護
担当部門など

個人情報保護
の手引き

特定個人情報における制限・制約 **(双方に沿った対応が求められる)**
個人番号の利用制限
本人確認の措置
提供の求めの制限
特定個人情報ファイル作成の制限
特定個人情報の提供制限
特定個人情報の収集・保管に関する規制
委託・再委託に関する規制
安全管理措置

情報セキュリティポリシー

情報システム
担当部門など

情報セキュリティ
対策基準

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

9.マイナンバーを取り扱う上でのリスク

FUJITSU

■ 特定個人情報保護評価を支援する中で、個人番号を取り扱うプロセス上各種のリスクを洗い出し

	入手	使用・利用（職員による検索・閲覧、名寄せ等）	委託（窓口業務委託、運用委託、大量印刷委託等）	他機関への提供 庁内他部門への移転（委託以外）	保管・消去
考慮すべきリスク（情報提供ネットワークシステムとの接続以外）	①目的外の入手が行われるリスク ②不適切な方法で入手が行われるリスク ③入手した特定個人情報が不正確であるリスク ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	①目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ②権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ③従業者が事務外で使用するリスク ④特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	①委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク ②委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク ③委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク ④委託契約終了後の不正な使用等のリスク ⑤再委託に関するリスク	①不正な提供・移転が行われるリスク ②不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ③誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	①特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ③特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
考慮すべきリスク（情報提供ネットワークシステムとの接続関係）	①目的外の入手が行われるリスク ②安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ③入手した特定個人情報が不正確であるリスク ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			①不正な提供が行われるリスク ②不適切な方法で提供されるリスク ③誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	

検討すべき対策例

- ✓ **各課における事務プロセスごとのリスク分析及び現状の個人情報保護措置の見直し**
- ✓ **本人確認や個人番号や入手する個人情報の正確性（真正性）確認の厳格化**
- ✓ **システムによる個人番号の登録、使用、提供等の制御及び使用実績の記録管理**
- ✓ **使用実績の定期的な監視**
- ✓ **委託する場合は、委託先による運用状況の立ち入り検査等の強化**

→ ✓ **全庁的に取り組むべき事項については、統一した安全管理措置が必要**

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

10.各業務でとるべきリスク対策の考え方

FUJITSU

■ 個人情報保護条例・情報セキュリティ対策基準に基づく、リスク対策を実施

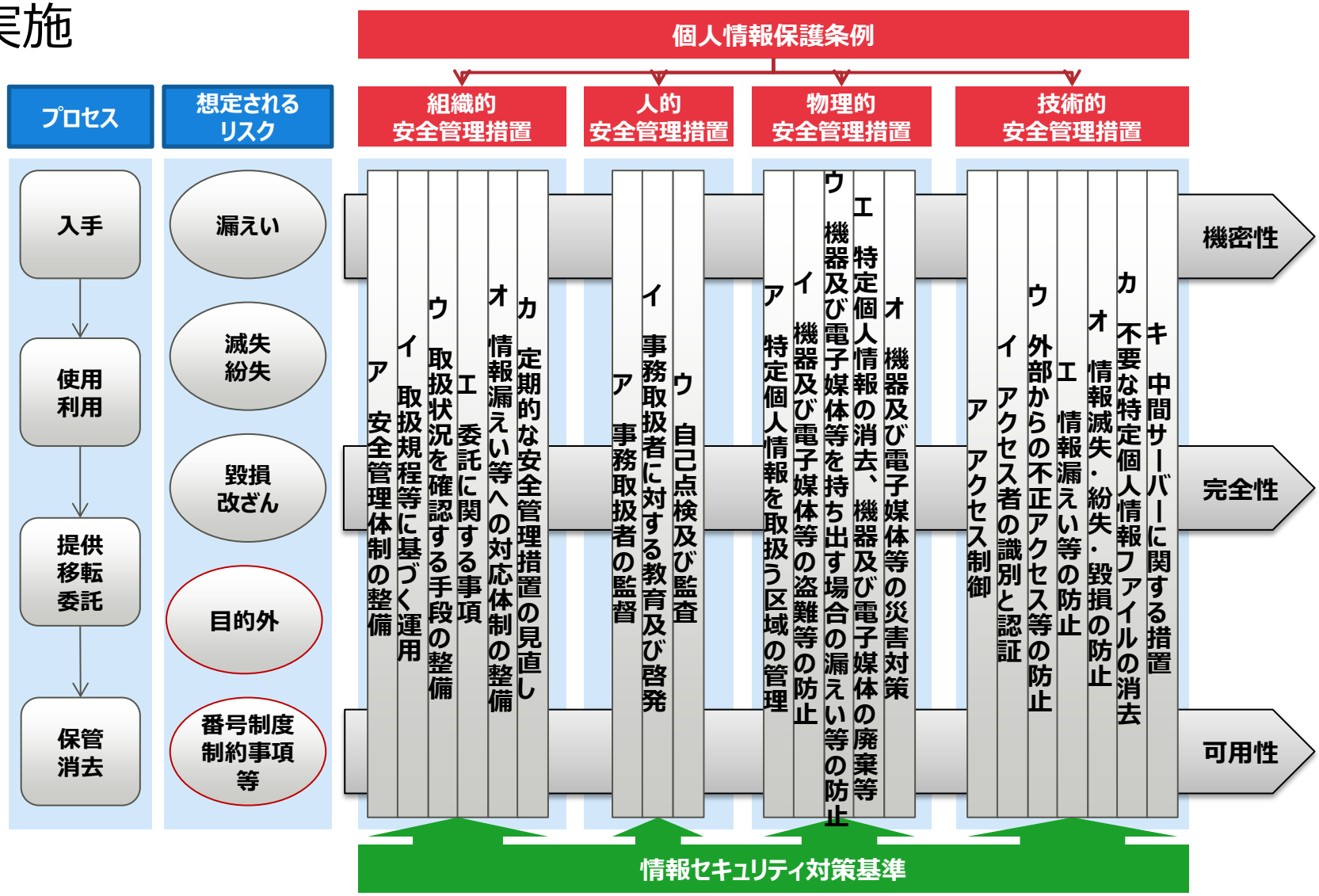

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

11.ガイドラインの策定

- 特定個人情報保護委員会では、マイナンバー・特定個人情報を取り扱う際のガイドラインを策定
- 各業務所管課に向けては、自治体独自のガイドラインも必要
- 弊社は、特定個人情報保護評価の支援として、複数の自治体で特定個人情報保護評価に関わるガイドラインの策定を支援

各自治体の情報システムのマイナンバー対応方針を踏まえた内容

特定個人情報ファイルの考え方

自治体としての方針

・条例・規則の対応方針
・システム上のマイナンバーの取扱い方針
・評価の運用方法　　など

業務所管部門への対応依頼

・評価の方法
・リスク事項の見直しと対策の検討
・自己点検などの実施　　など

個々の評価書作成だけではなく、来年度以降の運用手順も視野に入れた内容

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

12.特定個人情報保護に関わるサービス

FUJITSU

- 自治体としてのガイドラインを策定するだけではなく、各業務所管課の評価書作成に関わる助言・指導も実施
- マイナンバーの取扱いに関するリスク管理表により、各業務所管課のリスク対策に向けた取組みを支援
- これらの実績を活かし、マイナンバーの取扱いに関わる各種サービスの今後提供予定

【検討しているサービスメニュー】

重点項目・全項目評価書の見直し支援

- 評価書に記載されたリスク対応策の実施状況を確認し、問題点の指摘
- 実現可能なリスク対応策の提言と、評価書に記載すべき内容の助言

個人情報保護条例・情報セキュリティポリシーに関わる規定・規則の見直し支援

- マイナンバーの取扱いに関連する、見直すべき規定・規則の分析と助言
- 各業務所管課が利用する手引き類の拡充に向けた原案作成

・・・など

Copyright 2014 , FUJITSU RESEARCH INSTITUTE

FUJITSU

shaping tomorrow with you